

Ⅲ. 業界団体の取組み



団体プロフィール

団体名： 日本スーパーマーケット協会



スーパーマーケットの健全な発展と普及を図ることにより、わが国食料品流通の近代化・合理化を促進するとともに、より豊かな国民生活の実現に寄与することを目的として、1999年(平成11年)に設立された。

■ 通常会員

食料品売上構成比が原則50%以上のスーパーマーケットであって10店舗以上または年商10億円以上のもの

■ 賛助会員

協会の目的に賛同し、その事業に協力するもの ※<http://www.jsa-net.gr.jp/>

事業継続(BCP/BCM)の取組み

● 会員への支援

【マニュアルの作成】

- 阪神淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災などの大災害の発生時や新型インフルエンザなどに対応して、ライフラインとしての役割を果たすスーパーマーケットを支援するためマニュアル作成した。
- 協会として、災害発生時のスーパーマーケットの対応方法等を取り纏めた『地震防災マニュアル』を作成した(2009年)。
- マニュアルは、わかりやすく、現場で使いやすいことを第一に、各種のフォーマットを作成・帳票化し、各店舗が親会社等へ被害状況を報告する際にも活用できるものとなっている。
- 新型インフルエンザについても、フェーズごとにチェックリストを充実させている。



災害対応について

● 新潟県中越地震

- 会員社から寄付を募り、会費も使ってカップ麺やおにぎりなどの食料を被災地に送付したが、食料を必要としている方々に効率的に届かないこと、そして時間の経過により、必要とされるものが変化していくことを知った。

● 東日本大震災

- 物を届ける機能の重要性和時間の経過に伴うニーズの変化を痛感した。
- 被災地の会員社にもヒアリングしたが、店舗の半分が津波に流されるなど、まさに想定を超える状況であることだけが見えた。
- 会員から募金を募り、大震災で自社が甚大な被害を受けながらも、被災地のライフラインとして頑張っている会員企業を支援した。
- 会員企業を直接支援することで、被災後に必要な商品の調達や販売に必要な人員確保などに役立てていただけたものと確信している。

団体プロフィール

団 体 名： 一般社団法人 日本加工食品卸協会

加工食品流通の近代化と経営の合理化を図ることにより、加工食品の安定供給と国民生活の向上に資することを目的としている。

■正会員

本協会の目的及び事業に賛同して入会した加工食品卸売業を業とする法人

■事業所会員

正会員の登録された出先機関の事業所

■賛助会員

本協会の目的及び事業に賛同して入会した食品製造業及び加工食品流通に関係する食品製造業以外の業種

■団体賛助会員

本協会の目的及び事業に賛同して入会した食品製造業及び加工食品流通に関係する団体

※<http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/index.html>

事業継続(BCP/BCM)の取組み

- 東日本大震災は当協会が初めて経験する大災害であった。
- 震災時の物流面の課題を大きな教訓として、行政と連携協力し、災害対応初動時のプッシュ型の食料供給体制を点検し、協会の執行運営委員会にプロジェクトを設け、加工食品卸売業者の食料供給体制についてのガイドライン作成に向けた活動を行った。
- 特に、毎年農林水産省からの「緊急災害時等緊急時に備えた食料調達可能数量等調査」を起点として有事に具体的な救急体制が構築できるようなガイドラインを検討した。
- 平成25年3月、「緊急災害時の食料供給に関するガイドラン」を公表。
- 当ガイドラインは、会員に配布するとともに、協会のホームページでも公開している。
※http://homepage3.nifty.com/nsk-nhk/guideline/20140109_01.pdf
- ガイドライン第1章を以下に抜粋・紹介する。



第一章 東日本大震災時に起きた問題

1. 東日本大震災における食品流通業への影響

- 東日本大震災では、被災地域における流通業者の多数の店舗、物流拠点が地震・津波による直接的な被害を受けた他、停電や商品の供給途絶、原発事故に伴う避難休業などの影響もあり、多くの店舗が営業を停止する事態となった。
- 他方、全国展開している大手小売や卸売業者を中心に、多くの流通業者が災害対策本部を設置するなど復旧に向けた素早い対策を講じた結果、震災から1～2週間以内に多数の店舗で営業を再開することができた。
- 商品の供給が滞り、店頭からの発注に対して納品が確実に行えない状態が続いた。また、輸入等の代替調達を行ったものの、最終的に在庫として積み上がった事例も見られた。公的主体においても、支援物資調達に関して、関係団体に対して直接電話で提供可能性を確認する等といった膨大な作業が発生した。

2. 緊急食料支援・食品流通復旧にあたっての課題

○今回の震災で明らかになった緊急食料支援・食品流通の復旧にあたり解決すべき課題としては、燃料の安定供給、情報の取得・共有化と物流の効率化、緊急車両の通行許可、仮設店舗設営への配慮等が挙げられる。

【燃料の安定調達】

- ・非常時のエネルギー対策が不十分。
- ・許可証を有する車両が優先的に給油を受けられると聞いたものの、具体的な情報がわからなかった。
- ・自治体との協定の中で燃料に関する条項も入れるべきだった。

【緊急車両の通行許可】

- ・物資輸送車両だけではなく、生活インフラである店舗や物流拠点の被災状況を確認するための車両や他地域からの配送者に併走するための車両等にも通行許可書の発行が必要。
- ・初期段階において通行許可を発行する警察署で運用に差があった。
- ・初期段階では避難所や自治体に送る生活物資のみの通行許可発行であったので、店舗を通じて商品を供給する輸送車には通行許可が出ず、交渉して発行された。

【関連規制の柔軟な運用】

- ・調理設備付移動販売車の活用を考えて他地域から持ち込んだが、設置する水タンクの容量が自治体により異なり、結果として使用できなかった。
- ・飲料水の表示に関して法規制が緩和された。

【情報の取得・共有化と物流の効率化】

- ・通信手段の脆弱性が露呈し、緊急連絡や従業員の安否確認等に苦労した。
- ・物資の供給にあたり、対象物資の所在地や在庫状況が把握できなかったため、過剰調達や品不足等、調達面で混乱が生じた。
- ・通信途絶などからきめ細かな被災状況の確認が困難なため、被災者数を予測し、生活物資をプッシュ型で送り込む必要があった。
- ・様々な主体から支援物資が送られたが、事前の調整や物資の内容が明記されておらず、集積拠点での処理能力が大幅に低下した。
- ・物流業者の活用、受け入れ物資の選別と適切な在庫管理、情報管理機能の導入が必要であった。
- ・全国から物資を調達しても、店舗に仕分けるための温度管理が可能な物流拠点が被災して機能しなかった。
- ・地域における物流拠点に関する情報（設備能力や余剰スペース）の共有や、緊急時の共同利用が可能となれば対応も円滑になる。
- ・今回初めて国において物資調達が実施されたが、メーカーへの物資の発注、トラックの手配といった業務に関するノウハウを有する者が参画していなかったことから混乱が生じた。
- ・行政からの要請で緊急食料支援として一定量の供給量を確保したものの、実際の輸送にあたり無償提供のものが優先されたことから、一時在庫を保有したが、品薄状況が強まり、結果として保有を解除し一般出荷とした。
- ・緊急食料支援のトラック輸送が燃料の調達や道路網の毀損から混乱し、最終的に自己完結力のある自衛隊の輸送力に依存したが、航空力を使うか海上力を使うか指示が混乱し、指定送荷場所が二、三転した。
- ・自動化、機械化に対し、機械や設備の損壊時の代替的な対応策が不十分。
- ・在庫の極小化の結果、生産停止時に在庫により需要に対応することが出来なかった。
- ・物流拠点施設等の耐震性が不十分。
- ・在庫極小化の結果、他の物流拠点に被災した物流拠点の機能を代替できる在庫がなかった。
- ・物流情報システム、データ等の損壊時のバックアップが不十分であった。

【仮設店舗設営への配慮】

- ・店舗設営には電力、水道等のインフラが必要。
- ・自治体との連携のみならず、電力会社等の関連事業者とも事前に連携を行うべきだった。
- ・優先的なインフラ復旧への配慮があれば、よりスムーズに展開が可能と考え行政に要望した。

3. 災害時の機能維持に向けた課題に対する改善対応策

①災害時の迅速な対応を行う体制構築

- ・ 災害発生時の物流機能維持対策を的確に、迅速に行う BCP の策定・充実化。
- ・ 自治体との連携の強化。
- ・ 物流業者、流通業者の能力・ノウハウを発災直後から活用できるような災害時対応体制の制度作り。
- ・ 特定ルートが処断された場合の代替輸送ルートの検討、確保。
- ・ 物流作業機械の損壊時の代替的な対応策。
- ・ 物流拠点施設等の耐震補強。

②情報共有システムの構築・事業者間の連携の促進

- ・ 物流情報システムのバックアップ体制の整備

③燃料の安定供給体制の確立・緊急車両認定の円滑化

- ・ 自家発電装置や燃料の備蓄など物流拠点等における非常時のエネルギー対策

*東日本大震災で学んだ緊急救援物資輸配送の課題

(一般社団法人全国物流ネットワーク協会資料)

☐自治体職員の事務負担軽減と物流効率化の仕組み

- ・ 行政機関の指揮の下に緊急救援物資輸配送に関する実務を物流専門業者に委託

☐物資の滞留・作業の混乱を生じさせない災害ロジスティクス仕組み

- ・ 個人と企業の提供物資を混在させない受付・保管の徹底と、被災地に拘らない物資集積地の設定

☐被災者の需要に即時対応するプル型の緊急救援物資輸配送仕組み

- ・ 被災者（避難所施設）の必要物資を、必要量、必要日時にお届けする災害ロジスティクスの整備

【コラム】食料の安定供給に取り組む業界団体の紹介

全日本パン協同組合連合会(全パン連)は、全国の学校給食のパンや米飯を製造している会社の集まりで、各県及び地域ブロック単位で組織化されている。製品はコッペパンが主軸で、食パンや菓子パンもある。

全パン連の会員は全国56組合で組合員は約1800事業者。

毎年、農林水産省から緊急時の調達可能量に関する調査依頼があり、調査結果を報告している。

全パン連として特別なことをしているわけではないが、東日本大震災当時、被災地で津波によりパンの製造機械が使えなくなってしまった事業者に、中古の製造機の提供者を探し出し、事業の継続を支援したこともある。

大災害でなくとも、何らかの事情でパンの製造ができなくなることもある。そのような場合には、近隣の複数の同業者(パン製造会社)が分担協力して、その学校へのパンの供給がストップしないようカバーしている。

普段からこのように協力しあう仕組みができているため、緊急時における地域内連携にも対応できると考えている。

他方、地方公共団体との協定締結も進めており、平成24年に大分県下の組合が大分県と食料の供給に関する協定を締結した際に、大分県内のパン製造会社がすべて同時被災する可能性があることから、全パン連の九州ブロックで助け合うことを取り決めた。

同様に、平成26年9月に締結された高知県と高知県の組合との協定を全パン連の中四国ブロックが支援する形を取っており、平成27年の3月には、愛媛県の組合が協力する動きもあり、また近県でも近い将来発生するとされる南海トラフ巨大地震への備えを進めている。

※出所:当該団体へのヒアリング結果を要約

